

## 連結送水管

### 【設置基準(令29-1・2-1)】

対象	一の放水口までの水平距離
階数が7以上※以下の項以外	3階以上の階 50m
階数が5以上で延べ面積が6,000㎡以上※以下の項以外	※2階は放水口が不要
16の2項 延べ面積1,000㎡以上	地階 50m
18項	25m
道路の用に供される部分の防火対象物	25m

### 【送水口(令29-2-3 規31-1)】

- ・双口径とする。
- ・消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に設置する。
- ・ホース接続口は立管以上の数を地盤面から高さ0.5m以上1m以下の高さの位置に設置する。
- ・立管ごとに設置する。

### 【放水口(令29-2-4 規31-2)】

- ・3階以上の各階に設置する。
- ・単口径とする。 ※11階以上は双口径
- ・階段室・非常用エレベーターの乗降ロビー・その他これらに類する場所で、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設置する。
- ・ホース接続口は床面から高さ0.5m以上1m以下の高さの位置に設置する。

### 【配管(令29-2-2)】

- ・主管の内径は100mm以上とする。
- ・主管を1号屋内消火栓と兼用できる。